

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）734条3項の規定により読み替えて準用される法329条1項に基づく督促処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年6月30日付けでした平成28年3月1日から平成29年2月28日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人住民税（均等割）の申告納付に係る納付金の督促処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人の会社は小規模であり、利益はなく、累積赤字で、休眠状態にある。

課税は、本来、利益から徴収すべきであり、（赤字である請求人への課税は）公平性を欠いている。

本件処分は、請求人に極めて過大な負担を強要するものであり、

一方的に送付するだけの対応は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月 4日	諮問
平成30年 1月19日	審議（第17回第1部会）
平成30年 2月21日	審議（第18回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法24条1項3号によれば、道府県内に事務所又は事業所を有する法人には均等割額及び法人税割額の合算額を道府県民税として課されることとなっており、法52条1項中の表より、法人の均等割の標準税率は、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるものについては年額2万円と規定されている。

また、法294条1項3号によれば、市町村内に事務所又は事業所を有する法人には均等割額及び法人税割額の合算額を市町村民税として課されることとなっており、法312条1項中の表より、法人の均等割の標準税率は、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市町村内

に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人以下のものについては年額5万円と規定されている。

そして、法734条2項2号によれば、法人に対して課する道府県民税及び市町村民税については、特別区の存する区域内においては東京都が都民税としてこれを課するものと規定されている。

(2) そして、法734条4項の規定により読み替えて準用される法329条1項によれば、法人都民税に係る督促について、納税者が納期限までに道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、東京都の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと規定している。

(3) なお、法329条1項等の督促状の発付期限に関する部分はいわゆる訓示規定であり、期限後になされた督促も有効であるとされている（徳島地方裁判所昭和30年12月27日判決・行政事件裁判例集6巻12号2887頁）。

2 これを本件についてみると、平成29年4月12日、請求人は処分庁に対して本件確定申告書を提出し、本件納付金を納付する旨の申告をしたものの、納付期限である同年5月1日までに本件納付金を納付しなかったことから、処分庁は、請求人に対して本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に従って適正になされたものであることは明らかであり、何ら、違法、不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり本件処分の違法性又は不当性を主張するが、請求人の主張はいずれも法令の解釈を誤るものか、請求人の独自の見解であって、本件処分の取消理由にはなり得ないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹